【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等）

**第三十三条の七**　法第百七十三条第二項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　有価証券の発行又は売付け

二　法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値（同号に規定する現実数値をいう。以下同じ。）が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

三　法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）

四　法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（違反行為により相場を変動させた金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

五　法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

六　外国市場デリバティブ取引（第二号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。）

七　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

八　法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

九　法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（違反行為により相場を変動させた金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十　法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等）

**第三十三条の七**　法第百七十三条第二項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　有価証券の発行又は売付け

二　法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（　現実数値（同号に規定する現実数値をいう。以下同じ。）が　約定数値　を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

三　法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）

四　法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（違反行為により相場を変動させた金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

五　法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

六　外国市場デリバティブ取引（第二号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。）

七　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

八　法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（五、六　削除）

九　法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（違反行為により相場を変動させた金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十　法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（改正前）

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等）

**第三十三条の七**　法第百七十三条第二項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　有価証券の発行又は売付け

二　有価証券指数等先物取引（現実指数（法第二条第二十一項に規定する現実指数をいう。以下同じ。）又は現実数値（同項に規定する現実数値をいう。以下同じ。）が約定指数（同項に規定する約定指数をいう。以下同じ。）又は約定数値（同項に規定する約定数値をいう。以下同じ。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

三　有価証券オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）

（四、五　新設）

四　外国市場証券先物取引（前二号に掲げる取引に類似するものに限る。）

五　有価証券店頭オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

六　有価証券店頭指数等先渡取引（店頭現実指数（法第二条第二十五項に規定する店頭現実指数をいう。以下同じ。）若しくは店頭現実数値（同項に規定する店頭現実数値をいう。以下同じ。）が店頭約定指数（同項に規定する店頭約定指数をいう。以下同じ。）若しくは店頭約定数値（同項に規定する店頭約定数値をいう。以下同じ。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（七、八　新設）

七　有価証券店頭指数等スワップ取引（違反行為により相場を変動させた有価証券店頭指数（法第二条第二十五項に規定する有価証券店頭指数をいう。以下同じ。）若しくは有価証券の数値若しくは価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（十　新設）

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等）

**第三十三条の七**　法第百七十三条第二項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　有価証券の発行又は売付け

二　有価証券指数等先物取引（現実指数（法第二条第二十一項に規定する現実指数をいう。以下同じ。）又は現実数値（同項に規定する現実数値をいう。以下同じ。）が約定指数（同項に規定する約定指数をいう。以下同じ。）又は約定数値（同項に規定する約定数値をいう。以下同じ。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

三　有価証券オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）

四　外国市場証券先物取引（前二号に掲げる取引に類似するものに限る。）

五　有価証券店頭オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

六　有価証券店頭指数等先渡取引（店頭現実指数（法第二条第二十五項に規定する店頭現実指数をいう。以下同じ。）若しくは店頭現実数値（同項に規定する店頭現実数値をいう。以下同じ。）が店頭約定指数（同項に規定する店頭約定指数をいう。以下同じ。）若しくは店頭約定数値（同項に規定する店頭約定数値をいう。以下同じ。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

七　有価証券店頭指数等スワップ取引（違反行為により相場を変動させた有価証券店頭指数（法第二条第二十五項に規定する有価証券店頭指数をいう。以下同じ。）若しくは有価証券の数値若しくは価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（改正前）

（新設）